

航空危険物規則書第 67 版日本語版 正誤表

今般、航空危険物規則書第 67 版(2026 年版)日本語版に誤りがありましたので、以下のとおりお知らせいたします。お手数をおかけいたしますが、日本語版規則書の訂正をお願いいたします。

第 7 章

854 ページ 7.1.5.5.4

(誤) リチウム電池またはナトリウムイオン電池に第 9 分類ラベル(図 7.3.X)以外の、7.2.2.3 に従った電池マークおよびラベルの両方が要求される場合、包装物の寸法が十分であれば電池マークは、そのラベルと同じ面に表示しなければならない。

(正) 電池マークおよびリチウム電池またはナトリウムイオン電池用の第 9 分類危険性ラベル(図 7.3.X)以外の 7.2.2.3 に従ったラベルの両方が要求される場合、包装物の寸法が十分であれば、電池マークはそのラベルと同じ面に表示しなければならない。

第 9 章

909 ページ 表 9.1.A

訂正箇所は、網掛け (PDF 版では黄色) でマーク

表 9.1.A

適用される受託手順の要約 (9.1.3.3)

(Applicable Acceptance Procedures Summary)

電池マーク (7.1.5.5)

航空運送状が使用される場合、航空運送状への文言 (8.2.3, 8.2.5 または包装基準)							
機長への情報の提供 (NOTOC) 9.5.1.1							
ULD の識別 (9.3.8)							
IATA 危険物申告書 (8.1)							
正式な受託および受託チェックリスト (9.1.2 & 9.1.3)							
UN No	正式輸送品目名および/または記述						
...	機器に組み込まれた有機電解液を含むナトリウムイオン電池 包装基準 978 の Section II に従い機器に組み込まれた 4 個の単電池または 2 個の組電池を超えるもの						
UN 3552	機器に組み込まれた有機電解液を含むナトリウムイオン電池 包装基準 978 の Section II に従い機器に組み込まれた 4 個の単電池または 2 個の組電池以下のもの	NO	NO	NO	NO	YES	YES
UN 3552	機器と共に包装された有機電解液を含むナトリウムイオン電池 包装基準 977 の Section II に従ったもの	NO	NO	NO	NO	NO	NO
UN 3552		NO	NO	NO	NO	YES	YES

表 9.1.A (追加)

表 9.1.A
適用される受託手順の要約 (9.1.3.3) (続き)
(Applicable Acceptance Procedures Summary)

追記箇所は、黄色のハイライトでマーク

電池マーク (7.1.5.5)						
航空運送状が使用される場合、航空運送状への文言 (8.2.3, 8.2.5 または包装基準)						
機長への情報の提供 (NOTOC) 9.5.1.1						
ULD の識別 (9.3.8)						
IATA 危険物申告書 (8.1)						
正式な受託および受託チェックリスト (9.1.2 & 9.1.3)						
UN No	正式輸送品目名および/または記述					
UN 3481	包装基準 967, 970 および 978 の Section II に従い機器に組み込 まれたボタン/コイン型単電池 (5 個以上でもよい)	NO	NO	NO	NO	NO
UN 3091						
UN 3552						

付録 H

1185 ページ H.7.1.5.5.4

(誤) 電池マークおよびリチウム電池またはナトリウムイオン電池に対する第9分類ラベル(図7.3.X)以外の7.2.2.3のラベルの両方が要求される場合、包装物の寸法が十分であれば電池マークは他のラベルと同一面に貼付しなければならない。(H.7.1.5.5.4 は 67 版追加事項：広谷注)

(正) 電池マークおよびリチウム電池またはナトリウムイオン電池用の第9分類危険性ラベル(図7.3.X)以外の7.2.2.3に従ったラベルの両方が要求される場合、包装物の寸法が十分であれば、電池マークはそのラベルと同じ面に表示しなければならない。

以上